関係所属長　殿

生企発第７５３号
（地域、交企、交指、高速）
令和５年10月12日
５年保存（係）
本　　部　　長

危険物運搬車両に対する指導取締りにおける留意事項について
（通達乙）

危険物運搬車両に係る事件・事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の停滞等、社会生活に多大な影響を及ぼすこととなるため、事件・事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図ることが重要であるところ、これらの目的を達成するために指導取締りを行うに当たっては、下記の点について留意されたい。

記

１　危険物運搬車両の対象範囲

消防危険物、高圧ガス、毒物及び劇物、火薬類並びに病原体等を運搬中の車両

２　留意事項

(1)　実効ある指導取締り方法の検討

管内における危険物運搬車両による事件・事故の発生及び違反認知状況、危険物を取り扱う事業所、主な危険物運搬車両の運搬経路等をあらかじめ把握し、最も実効ある指導取締りの方法について検討すること。

(2)　関係機関との連携

関係機関との間で平素から緊密な連携を図り、それぞれが保有する情報を相互に共有するなど、関係機関の行う行政上の措置と併せて警察活動がより効果を発揮できるよう配意すること。

また、指導取締りの円滑な運用と実効を期するため、必要に応じ合同での指導取締りを実施すること。

(3)　受傷事故防止

指導取締りに従事する職員に対しては、受傷事故防止に関する指導教養を徹底し、指導取締りの際は、受傷事故防止を念頭においた取締時間や場所の選定、十分な体制の構築、適切な人員配置、装備資機材の効果的活用等に配意すること。